

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	臨時運行の許可		
根拠法令及び条項	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 34 条第 2 項		
所 管 部 課 名	総務部 税務課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	道路運送車両法第 35 条	
	基 準	<p>道路運送車両法第 35 条及び多治見市自動車臨時運行許可事務取扱規則（平成 26 年規則第 1 号）の基準に適合する場合に許可するものとする。</p> <p>○ 申請日 申請日が、運行の初日（運行の初日が閉庁日である場合、運行の開始時刻が開庁時刻より前である場合には、運行の初日の直前の開庁日）であること。</p> <p>○ 許可基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 新規登録、継続検査、その他の検査のために必要な車両の提示のための回送、その他特に必要があると認められる目的による回送であること。 運行の経路が、その目的を達成するために必要な経路であること。 運行期間が、運行の目的・経路を勘案して5日を超えない必要最小日数であること。 臨時運行の許可期間が自動車損害賠償責任保険（自動車損害賠償責任共済）の保険期間内であり、保険期間の最終日にかからないこと。 自動車検査証等自動車の同一性が確認できる書類、自動車損害賠償責任保険証明証（自動車損害賠償責任共済証明書）及び本人確認のできる書類の提示があること。 自動車臨時運行許可申請書兼許可台帳に記載漏れがなく、自動車検査証等のおりに記載されていること。 反復して申請する場合には、前回の運行で目的を達成することができなかった正当な理由を記載した書面を提出していること。 	
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日

標準 処理 期間	標準処理期間	総日数 30分程度		
	内 訳	経由機関 日 (機関名)	協議機関 日 (機関名)	
		処分機関 30分程度		
	設定年月日	平成9年4月1日	最終変更年月日	平成25年2月13日
備 考				